

所得税法第56条の廃止を求める意見書（案）

所得税法第56条（以下、56条という）は、家族従業者の働き分を必要経費として認めていない。家族従業者の働き分は事業主の所得とみなされ、家族従業者は労働基本権を奪われた状態になっている。世界の主要国では家族従業者の人格、人権、労働を正當に評価し、その働き分を必要経費に認めている。家族従業者の権利回復のために早急に56条は廃止されなければならない。

現在、家族従業者の労賃は、所得税法第57条（以下、57条という）の各項で定められているとおり、白色事業専従者控除として年間、配偶者86万円、配偶者以外の家族50万円が控除されるのみで最低賃金にも達していない。青色申告では家族従業者への給与を経費として認めているが、税務署長への届出と許可を得ることが前提の優遇措置であり、労働の対価を受け取るという権利を認めたものではない。また、平成26年1月から、すべての個人事業者に記帳の義務が課せられたことにより、青色申告者に限って家族従業者への給与の支払いを認める根拠はなくなっている。

平成28年3月には、国連女性差別撤廃委員会から、「56条により日本の経済的自立が妨げられている」として是正の勧告が出され、平成29年11月には、日本弁護士連合会（日弁連）が、「家族従業者本人の労働の対価と明確に位置付けられるよう、56条及び57条を見直すべき」と政府へ意見書を上げている。政府自身も56条の見直しを「検討する」と国会で答弁しており、56条についての問題は明確になっているが、いまだなんらの実効的な対応はとられておらず、家族従業者の人権の確立は急務の課題となっている。

記

1 所得税法第56条を廃止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月25日

鳥取県東伯郡北栄町議会

提出先

衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・財務大臣・総務大臣